

# 公 告

大山7号橋梁上部工工事について、下記のとおり建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で施工することとしたので、宜野湾市建設工事共同企業体取扱要綱（平成15年宜野湾市告示第77号。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき公示する。

入札に参加する意思のある企業は、共同企業体を自主結成の上、所定の手続きをすること。  
なお、共同企業体名は「企業名・企業名建設工事共同企業体」とする。

平成23年4月15日

宜野湾市長 安里 猛

## 記

### 1. 工事の概要

- (1) 工事名 大山7号橋梁上部工工事
- (2) 工事場所 宜野湾市大山五丁目地内
- (3) 工事概要 橋梁上部工工事一式
  - ア ポストテンションPC場所打ち中空床版橋工：一式
  - イ 橋梁附属物工：一式
- (4) 工期予定 契約締結の翌日から平成23年12月28日まで
- (5) 工事種類 土木一式工事

### 2. 入札に参加する共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体の結成要件
  - ア 構成員数は、2者とし、共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）1者と代表者以外の構成員1者の組合せとする。
  - イ 共同企業体の結成は、自由意志による自主結成方式とする。
  - ウ 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。なお、構成員の最小出資比率は30パーセント以上とする。

(2) 共同企業体の構成員の資格要件

ア 基本要件（以下に掲げる要件のすべてを満たしていること。）

- 1) 宜野湾市が発注する建設工事の契約に係る競争入札の参加資格を有すること。
- 2) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- 3) 工事規模にかかわらず、当該工事と同種の工事について、元請として一定の実績や施工の経験があること。
- 4) 全ての構成員が当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

イ その他要件

- 1) 共同企業体は、以下に掲げる要件のいずれかに該当するものでなければならない。
  - ア) 市内に本店を有する構成員からなる共同企業体
  - イ) 市内に本店を有する構成員と市外に本店を有する構成員から成る共同企業体
- 2) 共同企業体の形態は、共同施工方式とし原則として各構成員が対等の立場で一体となって、施工するものでなければならない。
- 3) 構成員は、同一工事において2以上の共同企業体の構成員になることはできない。
- 4) 構成員の構成は、当該工事業種における宜野湾市建設工事等指名競争入札参加資格格付において、最上位等級に属する者のみ又は最上位等級と第2位等級に属する者の組合せとする。
- 5) 共同企業体の代表者は、最上位等級に属し、かつ当該工事業種における特定建設業の許可を得ており、最大の施工能力を有するものとする。

(3) その他必要な事項は、要綱による。

3. 入札参加資格及び提出書類

(1) 本入札の参加希望者は、要綱第5条の規定による建設工事共同企業体結成届出書（様式第1号）（以下「届出書」という。）1部に下記(2)の書類を添付の上提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(2) 添付書類

- ア 経営事項審査結果通知の写し
- イ 技術職員有資格者名簿及び資格者証の写し
- ウ 完成工事高内訳書（ただし、同種工事の元請によるものとする。）

(3) 届出書の受領は、本市ホームページ【<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>】のお知らせからダウンロードすること。なお、窓口では配布しない。

4. 届出書の提出期間、場所等

(1) 提出期間 平成23年4月15日(金)から平成23年4月28日(木)まで

(2) 受付時間 午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 5 時 15 分まで  
( 土日、祝祭日を除く。)

(3) 提出場所 宜野湾市野嵩一丁目 1 番 1 号  
宜野湾市役所 総務部 契約検査課 (本館 3 階)  
電話 : 098-893-4411 内線 : 427・428

(4) 提出方法 届出書類は、直接持参するものとする。

## 5 . 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、「建設工事共同企業体適格審査通知書」により共同企業体届出者の代表者に通知する。

## 6 . その他

(1) 届出書の提出をもって入札指名業者となるものではない。

(2) 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は、この公示に係る目的以外には使用できない。

(4) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置をすることがある。

(5) この公示に関する問い合わせ先

宜野湾市建設部 土木課 土木一係

電話 : 098-893-4411 内線 : 523・526・522

担当 : 又吉・長谷川